

はじめに

各税法に定めるところによって申告し、納税が完結しているようなときには、当該税法の定めのみで足り、ことさら国税通則法を持ち出すことはないでしょう。しかし、税務の実務家を取り扱う事案は、そのような平穏なものばかりとは限られず、種々の事情から、納税者の適正な税務上の権利を擁護するため、通則法によらざるを得ない場面に遭遇することも事実であります。通則法は租税手続法ともいわれ、これを手続上の現象面としてみれば、納税申告書等の作成、提出、納付等に係る事務手続などを指し、これらのことから、ややもすれば、手続規定はその必要が生じた時に、事後的にその必要に応じて対応すれば足りるなどと誤認されていることはないでしょうか。租税手続法の本質は、法に定められた手続を履践することによってのみ、実体法上の効力が生ずるというもので、租税法上の権利・義務の確定に係る極めて重要な要素ともいえ、その手続規定の適用関係は非情なほど厳格です。

本書は、実務家が経常的な実務処理のため、通則法の関係条項を解釈適用する際の参考として、愚直に、関係する条項の逐条に「編者注」を付し、なお不足すると思われる事項については「解説」で補っています。また、手続法の解釈には先例としての裁判例、裁決例は極めて示唆に富むものと思われまので、紙幅の許す限り多数を収録したつもりです。なお、本書では通則法のうち不服審査・訴訟、その他非経常的と思われる事柄については紙中の都合などにより触れていません。

私たちは市井の一税理士で、先輩諸氏の貴重な実務書を道しるべとし、限られた経験などをもとに筆をすすめました。拙い内容等にご寛恕いただき、本書が有縁の方々の実務に何ほどかのご参考になるようなことがあれば、これに勝る喜びはありません。なお、本書の文責は山口が負っております。

2022年12月吉日

山口 昇
上甲 雅敬

本書の特色・凡例

- 1 第2章以降では、その項に関する法令・通達等を掲記し、ある条項に関連する政令、省令、告示、通達(基本通達、個別通達、事務運営指針等)、「情報」等、判例(裁判例)、裁決例等については、この順序に従い、当該項に一括して掲記するようにしています。
- 2 専ら、法令等を読み易く、理解又は解釈の便宜に資するという趣旨から、法令等の各条項につき以下のような工夫をしています。
 - ① 法令・通達中の本文をゴシック、かっこ書を明朝体による表示にしています(二重かっこ書については、活字の大きさを変えています)。
 - ② 一つの条が、多数の項から成っているような場合には、索引等の便宜のため各項の頭に[編注; …]として、その項の内容等を示す適当な見出しを挿入しています。
 - ③ 条項中の「政令で定める」等については、「政令[…令○条△項・Pxx 参照。編注]で定める」のようにして、索引の便宜を図っています。
 - ④ 条項中の読み難いと思われる部分に[…。編注]として、用語の意義・内容、引用されている他の条項の見出し等を簡記しています。
 - ⑤ 条文中に著しく長い文章がある場合には、その文理解釈上問題が生じないよう細心の注意を払い、文中の適当な箇所に「」を挿入し、読み易くしています。
 - ⑥ 条文中の適当な箇所に【編者注 xx】を挿入し、用語の意義のほか、その条項の解釈・適用に必要と思われる事項を、その条項の脚注に【編者注 xx】として詳細に記述しています。(注) 上記①から⑥のいずれもが、それ自体その条項に関する著者の解釈又は意見であることは言うまでもありません。
- 3 本書利用上の便宜として、本書で取り上げた法令(法令に限り、通達等に係るものは含まれません)において「定義されている用語」、又は条文中で「…以下○○という。」、「…以下同じ。」とされている用語を五十音順に一括し、巻末に「法令用語索引」として掲げてあります。

- 4 本書に収録した法令等の各条項を五十音順に一括して、巻末に「法令等の総合索引」として掲げてあります。
- 5 巻末に事項索引を掲げてあります。
- 6 本書の内容は、2020年12月31日現在の法令・通達等に準拠しています。
- 7 本書で用いた法令・通達等の略称は、上記「法令等の総合索引」の記載をご覧ください。

目 次

第1章 国税通則法の概説

- 1 国税通則法の体系 10
- 2 法律・政令・省令・告示・訓令・通達について 11
- 3 国税通則法と個別税法との関係 17
- 4 国税徴収法との関係 18
- 5 行政手続法との関係 19
- 6 行政争訟法との関係 24
- 7 税務行政組織の概要 26

第2章 総則的な事項

第1節 目的・用語の意義

- 第1 目的 39
- 第2 用語の意義 39

第2節 第二次納税義務者の概要

- 1 意義等 53
- 2 第二次納税義務の成立・確定 53
- 3 第二次納税義務の区分 56
- 4 第二次納税義務に関する参考裁判例 66

第3節 人格のない社団等に対する通則法の適用 69

第4節 国税通則法と他の税法との関係 70

第5節 国税の納税義務の承継 71

第6節 期間及び期限 85

第7節 災害による期限の延長 96

第8節 送達

- 第1 送達の通則的な事項 105
- 第2 相続人に対する書類の送達の特例 119
- 第3 公示送達 125
- 第4 送達に関する参考裁判例 127

第3章 国税の納税義務の確定

第1節 通則

- 第1 納税義務の成立・確定 144
- 第2 税額の確定方式 152
- 第3 納税義務の成立に関する参考裁判例等 155

第2節 納税申告書

- 第1 申告納税方式における税額等の確定手続の概説 168
 - 第2 期限内申告書 176
 - 第3 期限後申告 177
 - 第4 修正申告 182
 - 第5 修正申告の効力・修正申告書を提出したことの法律関係 189
 - 第6 申告書等閲覧について 193
 - 第7 納税申告書に関する参考裁判例等 204
- 第3節 納税地・納税申告書の提出先等 246
- 第4節 郵送等による納税申告書の提出時期 267
- 第5節 更正の請求 287
- 第6節 更正・決定・賦課決定等 392

第4章 国税の納付・徴収

第1節 国税の納付

- 第1 納付の手続 404
- 第2 口座振替納付 408
- 第3 コンビニ納付制度等 411
- 第4 申告納税方式による国税等の納付 419

第2節 国税の徴収・納税の猶予・担保

- 第1 国税の徴収 427
- 第2 納税の猶予 444
- 第3 担保 458

第5章 国税の還付・還付加算金

第1節 国税の還付 465

- 第2節 充当 481
- 第3節 還付加算金 485
- 第4節 国税の予納額の還付の特例 494

第6章 附帯税

第1節 延滞税

- 第1 延滞税の成立、確定、計算、納付等 498
- 第2 延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例 511
- 第3 一部納付が行われた場合の延滞税の額の計算等 519
- 第4 納税の猶予・その他の事由による延滞税の免除 520

第2節 利子税 529

第3節 過少申告加算税

- 第1 法令 533
- 第2 解説
 - I 過少申告加算税の趣旨等 539
 - II 過少申告加算税の適用要件・適用税率等 540
 - III 過少申告加算税の割増 547
 - IV 正当な理由がある場合等の過少申告加算税の非課税 547
 - V 過少申告加算税の適用除外 553

第3 関連通達等 560

第4 過少申告加算税に関連する参考裁判例等 578

第4節 無申告加算税

第1 関連規定 623

第2 解説

- I 無申告加算税の趣旨等 628
- II 無申告加算税の適用要件・適用税率等 629
- III 無申告加算税の割増 638
- IV 無申告又は仮装・隠蔽を反復した場合の無申告加算税の加重
638
- V 正当な理由がある場合等の期限後申告等の修正申告に係る無
申告加算税の非課税 640

6	無申告加算税の軽課	640
7	無申告加算税の適用除外	641
第3	無申告加算税に関する参考裁判例等	645
第5節	不納付加算税	
第1	関連規定	665
第2	不納付加算税に関する参考裁判例	672
第6節	重加算税	
第1	関連規定	677
第2	解説	
I	重加算税の趣旨等	683
II	隠蔽・仮装の意義等	685
III	裁判例等から見る「隠蔽・仮装」認定の実際	686
IV	隠蔽・仮装の行為者・立証責任等について	692
V	重加算税の適用除外	696
VI	重加算税の計算等	
	・過少申告加算税に代える重加算税	698
	・無申告加算税に代える重加算税	702
	・不納付加算税に代える重加算税	702
	・無申告又は仮装・隠蔽を反復した場合の無申告加算税の割増	703
第3	関連通達等	705
第4	重加算税に関する参考裁判例等	717
第7章	更正・決定等の期間制限、徴収権・還付金の消滅時効	
第1節	更正・決定等の期間制限	
第1	関連規定	775
第2	期間制限に関する参考裁判例等	803
第2節	更正・決定等の期間制限の特例	829
第3節	国税の徴収権の消滅時効	
第1	国税の徴収権の消滅時効	843
第2	時効の完成猶予及び更新	849

第4節 還付金の消滅時効

- ・ 還付金の意義等 859
- ・ 過誤納金の消滅時効開始の日 860
- ・ 還付金の消滅時効開始の日 862

第8章 国税の調査

第1節 国税の調査の概要 874

第2節 質問検査権

第1 所得税・法人税・消費税の調査に係る質問検査権 913

第2 相続税・贈与税の調査に係る質問検査権 920

第3節 提出物件の留置き 925

第4節 特定事業者等への報告の求め 929

第5節 質問検査権の解釈 930

第6節 調査の事前通知・事前通知を要しない場合 932

第7節 調査終了の際の手續 1022

第8節 事業者への協力要請 1035

第9節 身分証明書の携帯等 1037

第10節 特定の者の情報の管理 1038

第9章 行政手続法との関係 1039

法令用語の索引 1058

法令等の総合索引 1064

事項索引 1102